

平成27年 第9回

仙北市農業委員会総会議事録

平成27年7月9日(木)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 平成27年7月9日(木)午前9時00分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員 (26人)

1番 高橋政敏

3番 野中秀人

5番 平岡裕子

7番 千葉惣永

9番 齋藤瑠璃子

11番 沢山純一

13番 藤村紀章

15番 倉橋重基

17番 佐藤善栄

19番 山本 實

21番 田村博美

23番 大石 知

25番 藤原由悦

27番 羽川正幸

4番 佐藤孝典

6番 佐藤 和

8番 青柳良信

10番 佐藤二郎

12番 門脇博美

14番 辻 均

16番 大石温基

18番 草薨 隆

20番 山手善美

22番 真崎純孝

24番 糸井 淳

26番 鈴木八寿男

4. 欠席委員 (1人)

2番 藤村隆清

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第5

1. 報告

(1) 農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出について

(2) 農地の転用事実に関する照会書について

2. 議事

(1) 議案第23号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第24号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

(3) 議案第25号

農用地利用集積計画に対する意見決定について

(4) その他

第6 閉会

6. 事務局職員

事務局長 伊藤 一彦 参事 門脇 益美

係長 檜 尾 健 主事 高橋 直人

7. 書記

参事 門脇 益美

8. 議事録署名員

17番 佐藤 善栄

18番 草 薨 隆

9. 会議の概要

議長 ただ今から平成27年第9回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは、本日の総会への出席委員は26名。欠席委員は1名です。よって、本総会は定足数に達しております。

議長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議長 それでは議事録署名員に17番佐藤委員、18番草薨委員兩名を指名します。会議書記には門脇参事を指名します。

議長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

伊藤局長 《会務諸報告の朗読及び説明》

議長 ありがとうございます。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。事務局よりお願いします。

伊藤局長 報告1。農地法第3条の3第1項の規定(相続等)による届出についてです。9月7日から10月7日までに7名の方々から相続したと届け出があり受理し通知した旨を報告致します。

次に報告2。農地の転用事実に関する回答書についてです。申請人は田沢湖小松地区の〇〇さんで申請所在地が田沢湖小松地区の1筆。地目が田、地積が394㎡。変更後の地目が雑種地です。こちらは平成3年月日不詳とのことで、ガソリンスタンドとレストランの間のコンクリート及び舗装されている場所になります。次に申請人は田沢湖梅沢地区の〇〇さんで申

請所在地が田沢湖梅沢地区の1筆。地目が畑、地積が122㎡。変更後の地目が雑種地です。こちらは平成10年月日不詳で、〇〇（不動産業）が資材置き場にしています。次に申請人が西木町小山田地区の〇〇さんで申請所在地が角館町小勝田地区の1筆。地目が畑、地積が342㎡、変更後の地目が宅地です。こちらは年月日不詳で申請者が平成21年6月11日に担保共同不動産売買にて取得しております。次に申請人が田沢湖生保内地区の〇〇さんで申請所在地が田沢湖田沢地区の2筆、地目が共に畑、地積が90㎡並びに9.45㎡、変更後の地目が共に雑種地です。こちらは年月日不詳で宅地と隣接しており傾斜地であるとのことです。以上5件が法務局から照会があり回答した旨を報告します。

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

門脇参事 議案第24号。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成27年7月9日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

門脇参事 内容について説明します。整理番号1番、農地の所在が田沢湖梅沢地区の計3筆。地目が田3筆。面積が1,753㎡。3条有償移転の案件でございます。譲渡人は田沢湖梅沢地区在住。譲受人は田沢湖梅沢地区の在住。申請事由は、譲受人の負債整理、譲渡人の経緯顕規模の拡大です。なお、所有者は父親から申請農地を相続する際に、破産者であったため破産管財人を介しての申請です。

整理番号2番、農地の所在が西木町西明寺地区の計2筆。地目が共に

田。面積が2,028㎡。3条有償移転の案件です。譲渡人は西木町西明寺地区在住、譲受人は西木町小淵野地区在住。申請事由は、譲渡人の規模縮小、譲受人の経営規模拡大です。

整理番号3番、農地の所在が角館雲然地区の1筆、地目は田、地積が490㎡、3条無償移転の案件です。譲渡人は角館町岩瀬地区在住、譲受人は角館町雲然地区在住で2人は兄弟です。申請事由は、申請農地が譲受人の自宅から近いことから効率性が良いためです。

整理番号4から14番までは賃貸借設定の申請です。農地の所在は全て西木町上桧木内地区にあり、期間は全て5年、借受人が同一人物で西木町上桧木内地区在住、貸付人は西木町上桧内地区、田沢湖生保内地区在住です。申請事由は、申請農地が水稻の作付けが困難であること、借受人がそばを栽培したいとのこと、貸付人は高齢化や兼業のため経営規模を縮小したいためです。なお、貸付人のうち相続による名義変更が出来ていない方については相続人全員より同意書をいただいております。

整理番号15から16番は賃貸借設定、整理番号17番は使用貸借の設定です。この申請は農業経営者の変更による申請です。申請所在地はどちらも西木町門屋地区の1筆、期間は5年、地目は田、地積は185㎡、253㎡。貸付人は同世帯で西木町門屋地区在住で借受人は西木町門屋地区在住。申請事由は借受人の経営規模の拡大です。

整理番号17、農地の所在が西木町門屋、上荒井地区の計15筆、地目は田10筆、畑5筆、面積は計12,746㎡、3条使用貸借設定の内容です。借受人、貸付人は親子で共に西木町門屋地区在住、所有者が農業者年金受給者であるため受給継続に伴う申請です。以上説明を終わり

ます。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番については16番大石委員よりお願いします。

16番大石 《整理番号1番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号2、15～17番について2番藤村委員が欠席しておりますので、整理番号3番について19番山本委員をお願いします。

19番山本 《整理番号3番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号4～14番については3番野中委員をお願いします。

3番野中 《整理番号4～14番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第36号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第23号については許可することに決定します。 (9時30分)

議長 次に、議案第24号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

伊藤局長 議案第24号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議を求めるものです。平成27年7月9日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

内容について説明します。整理番号1番、農地の所在が田沢湖神代地区。

登記簿現況共に畑、面積が251㎡。使用貸借です。貸付人は田沢湖神

代地区在住の〇〇さん、譲受人が家族であるの〇〇さんです。転用目的は一般個人住宅です。転用理由は、譲受人が結婚予定であることから今後を考慮し、新居を新築するため。上水道は井戸水、下水道は汚水槽による汲み取りとなります。

整理番号2番、農地の所在が角館町小勝田地区の1筆、地目が田、地積が190㎡、現況は畑、所有権移転です。譲渡人は角館町雲然在住、譲受人は角館町岩瀬地区在住、転用目的は一般個人住宅です。転用理由は譲受人は現在、夫婦と子供1人で借家住まいであるが、今後を考慮して新居の建築をするため。申請地は、〇〇中学校の側にあり譲渡人と譲受人の間には〇〇会社が仲介しております。金額等については双方納得の上です。被害防除計画については、法面保護をする、排水は公共下水道、生活排水も公共下水道、下水と排水は自然流下であります。鑑賞地と緑地を十分設けてあります。説明は以上でございます。

議長 説明が終わりました。整理番号1番につきまして1番高橋委員よりお願いします。

1番高橋 報告申し上げます。事務局より説明があったとおりでございます。今回の転用申請地につきましては、周りに貸付人の車庫、住宅及び隣人の住宅がある畑でございます。転用については問題ないと思われませんが、被害防除計画にありますように、合併浄化槽の排水につきまして、〇〇土地改良区と協議いたしました。近くに支線用水路が入っております。そこへの放流とのことで環境面等を検討した結果、認められないことから今回の判断でした。以上です。

議長 次に、整理番号2番について24番糸井委員をお願いします。

24番糸井 樫尾係長と現地確認をしました。携帯会社の電波塔と〇〇(不動産業)

の間に位置しており、私としては電波塔が近いことに威圧感があるので
はと思いましたが、第3種農地であることを考慮して他の項目につきま
しては、配付資料に縷々記載されていますので、皆様からのご判断をお
願いします。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

議長 無いようですので、議案第24号については許可相当とすることにご異
議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第24号については許可相当とする
ことに決定します。 (9時45分)

議長 次に、議案第25号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを
上程します。説明をお願いします。

高橋主事 議案第25号。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に
対する意見決定について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基
づき、別紙のとおり農用地利用集積計画の策定について仙北市長より諮
問を受けたので、審議のうえ意見の決定を求める。平成27年7月9日
提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

高橋主事 内容について説明します。整理番号1～18番まで全て利用権の再設定
でございます。内容については、期間3年が15件、期間5年が3件で
ございます。賃借料については、前回より変更があったものは備考欄に
記載しておりますのでご確認下さい。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

《3番野中委員 挙手》

議長 どうぞ。

3番野中 整理番号8番について、利用調整会議の際に15番倉橋委員から借受地
に田が多くある中で1筆のみ畑がありその使い値について質問がありま
した。確認したところ、以前はハウスでしたが現在は野菜を作付けして
しておりました。以上です。

議長 他にございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第25号については、このとおり策定すること
にご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第25号については適正であると認
めることに決定します。 (9時50分)

議長 予定されていた議案が終了しました。各推薦委員からの報告がありまし
たらお願いします。

5番平岡 (議会推薦より、6月定例議会について報告)

議長 他にご意見等ありませんか。

《なしの声》

議長 次に、協議に移ります。事務局より説明をお願いします。

伊藤局長 《説明》

議長 説明が終わりました。ご質問等ございませんか。

《なしの声》

議長 以上をもちまして平成27年第9回仙北市農業委員会総会を閉会いたし
ます。お疲れ様でした。(10時20分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成27年 月 日

議 長 _____

署 名 員 17番 _____

署 名 員 18番 _____